

高等学校において

スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために



一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

高等学校年齢の生徒たちの発達特性は、E.エリクソン（Erik Erikson）の心理社会的発達理論に示されるように、「自我同一性 vs 自我同一性拡散」が特徴です。「自我同一性」はアイデンティティとも呼ばれ、自分は将来どのような進路を目指していくのか、どのような人間になっていきたいのかなど、自分探しをし、その方向性を示していけることです。しかし、逆に自分とは何なのか、将来どうしていけばよいのかわからなくなることを「自我同一性拡散」といいます。この発達特性で示されているように、高等学校年齢は自分探して悩み、他の友人と比較しては焦りや落ち込みを深く感じたりする年齢だといえます。

したがって、高等学校における生徒の抱える課題や困り感は、長期化していることも多く、義務教育時代と比較しても多領域に渡ります。そのため、高等学校のスクールソーシャルワーカーは、小学校や中学校時代から抱えていた生徒の課題を継続的に支援し、または見逃されていた課題への対峙、さらに高校生になって新たに出現した課題などに対応しています。

また、高等学校での年齢は、児童福祉法や少年法のほか、様々な法律において境界年齢であります。そのため、支援を行う際も対応窓口や支援内容が異なってくることもありまので、スクールソーシャルワーカーへの相談や活用を推進することが効果的です。

高等学校は生徒達にとって社会に巣立つ前的人格形成や自立に向けての大切な時期ですので、チーム学校として支える必要があります。

<高等学校においてスクールソーシャルワーカーに支援依頼がある生徒の相談種別>

家族関係	不登校 中途退学 ひきこもり	発達障がい
妊娠	精神疾患	虐待 DV
LGBTQ	進路変更 就職	経済的支援



高等学校のスクールソーシャルワーカーとして特に意識していること

高等学校のスクールソーシャルワーカーとして心がけていることは、まずは、様々な養育環境のもと、これまでの義務教育時代を経験し成長してきた現在の生徒の姿を受け止め、向かい合う姿勢を持つことです。

それは、生徒が家庭や学校、地域で生活を送る中で、愛着形成をはじめとした発達課題や人格形成に多大な影響を受け、特に小学校からの集団生活において自尊感情や自己肯定感の獲得が上手くいかないまま成長せざるを得なかった生徒の困り感に気づき、理解する代弁者や支援者でありたいからです。

高校生は自我形成の発達段階上、悩みや困り感などのストレスへの脆弱性もあり、その対応や方法も自己判断であったり、諦めたりしがちなので、スクールソーシャルワーカーが関わることで、自己開示して相談する経験や支援窓口に相談するスキルの形成を培うことも意識しています。

また、虐待などの人権害や進路変更など人生における岐路に立たされた生徒に対し、生徒の思いを傾聴し、慎重かつスピーディに支援するサポーターとして、生徒自身が自分の将来像を描くための手助けを行っています。

高等学校校時代に自分の理解者に出会えることは、精神面での成長や自己理解も進み、何よりも自分を大切に思える自己有用感から自己実現を目指すエネルギーを蓄えることとなりますので、その手助けを学校の中で教職員との協働のもと活動することに努めています。

アドボカシー

修学支援

自己実現

※「アドボカシー」：スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門職（社会福祉士及び精神保健福祉士）として、生徒の人権尊重と教育機会の平等を目指して、生徒の「代弁・権利擁護（アドボカシー）」に取り組んでいきます。



高等学校(全日制)でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための校内体制について

全日制の高等学校でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用していくために、以下の校内体制が望まれます。

1. スクールソーシャルワーカーの役割や業務について、全教職員に理解していただくことが大切です。そのため、スクールソーシャルワーカーの着任早々、校内研修にてスクールソーシャルワーカーによる講話研修を計画し実施します。
2. 全日制高等学校のスクールソーシャルワーカー配置高校においては、スクールソーシャルワーカーを教育相談や生徒指導などの校務分掌の部署に位置づけ、定期的な校内会議への参加メンバーとしても活用することで、スクールソーシャルワーカーとの協働や生徒の情報共有、支援検討がスムーズにいきます。
3. 教職員へのスクールソーシャルワーカーの周知や相談を依頼する方法については、管理職を中心に教職員で検討し、スクールソーシャルワーカーの担当窓口教員を決めてください。
4. 修学担当教諭、特別支援(教育相談)担当教諭、養護教諭など関係職員との連携がしやすいように、職員室のデスク配置に考慮し、生徒の家庭環境や登校状況、欠課時数などの情報をスクールソーシャルワーカーが得やすいような体制や環境を準備してください。
5. 面談等を計画する際には、勤務日の前日までに生徒情報概要や時間設定についてスクールソーシャルワーカー担当窓口教員が連絡し、勤務時間を有効に活用するための打ち合わせや準備が必要です。
6. スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や関係機関への連絡や訪問に対して必要だと判断し申し出た際には、業務内容を理解のうえ出張を認めてください。
7. スクールカウンセラーとの連携が必要な場合もあるため、スクールカウンセラーとは適宜協議をおこなっていきます。



高等学校(定時制)でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための学校内体制について

定時制の高等学校でスクールソーシャルワーカーを効果的に活用していくために、以下の校内体制が望まれます。

1. スクールソーシャルワーカーの役割や業務について、全教職員に理解していただくことが大切です。そのため、スクールソーシャルワーカーの着任早々、校内研修にてスクールソーシャルワーカーによる講話研修を計画し実施します。。
2. 教職員へのスクールソーシャルワーカーの周知や相談を依頼する方法については、管理職を中心に教職員で検討し、スクールソーシャルワーカーの担当窓口教員を決めておいてください。
3. 定時制高等学校でのスクールソーシャルワーカー配置校は、生徒の登校時間前の午後の時間帯を、生徒の情報交換や相談、支援方法についてスクールソーシャルワーカーと協議できるため、教職員へのアドバイザーやサポーターとして効果的に活用することができます。
4. スクールソーシャルワーカーが生徒や家庭支援の中で、行政窓口や家庭への訪問が必要な際には、業務内容を理解の上出張を認めてください。
5. 生徒全体にスクールソーシャルワーカーの紹介を行い、給食や行事への参加などを通して、生徒へのスクールソーシャルワーカーの認知を深めるとともに、定期的な生徒面談計画を行い生徒自身への相談スキルを高める経験を増やすことは、自己認知や成長につながります。
6. スクールカウンセラーとの連携が必要な場合もあるため、スクールカウンセラーとは適宜協議をおこなっていきます。



不登校・中途退学・ひきこもりへの支援について

<SSWによる支援の必要性>

友人関係のトラブルや生活リズムの乱れで欠席や欠課時数が増えている生徒は、ストレスへの脆弱性や家庭内での課題を抱えていることが多く、生徒自身の力だけでは登校状況の改善が難しい現状があります。

また、常態化している担任中心の登校刺激では関係性悪化の懸念があり、校内での生徒支援を計画し、役割分担をすることが登校改善には効果的です。

SSWを活用し、本人、保護者のニーズや課題を整理しておくことは、具体的な校内支援対応を計画する上でも必要です。転学相談に発展した際にも、生徒の修学を途絶えさせない支援へと導きやすくなります。高等学校での不登校、登校渋りへの対応は、生徒自身の自己覚知や自立にも影響しますので、早めの気づきと対応が重要です。

<SSWによる支援の展開>

*SSWは支援依頼を受けて、まずは「アセスメント」を行っていきます。

- ① 担任、修学担当(教育相談担当)教諭、養護教諭、校内会議等からの生徒情報をもとに、家庭状況や生徒に関わる情報収集を行います。
- ② 生徒面談や保護者面談の設定への協力を求めます。
- ③ 本人の高等学校進学時の動機、現状や将来への思いを聞き取り、可能であれば保護者面談にて養育感や経済状況を理解した上で、修学へのニーズ把握を行います。

*「アセスメント」の実施後、「支援プラン」をケース会議にて検討していきます。

- ④ 本人のニーズに応じた支援をプランニングし、提案していきます。
- ⑤ 担任や関係職員、訪問相談員とも支援の方向性を共有し、校内支援を実施しつつ登校状況が改善することに協力します。

*SSWはリスクマネジメントを意識した助言やケアを行っていきます。

- ⑥ 登校状況が改善できずに転学、就職を希望した際には、保護者や本人の意向をもとに情報提供を行い、自己決定できるように導きます。その際、保護者や本人に今後の流れや就学支援金の手続き等を分かりやすく説明し転学への不安軽減を行います。

<事例>

遅刻・欠席が目立つようになった生徒の相談を受け、SSWは生徒の保健室来室時に顔合わせを行い、話しやすい印象を与え面談にこぎつけた。面談を通して生徒自身のことや家庭生活についてアセスメントを行うと、スマホやゲームなどインターネットの長時間使用で生活が乱れ登校状況を悪化させていた。

しかし、その行動要因には、学校に馴染めなかったり、友人との関係悪化などが根底にあることや学習不振など、抱えている課題について改善策を見いだせずにいることが本人の困っていることのコアな部分だとSSWは感じた。保護者の方は、学校からの登校改善への協力依頼に対し、本人の自己責任だという姿勢を持っていたため、まずは、本人を支えるプランの方を優先して取り組むことにした。

SSWは本人の困り感を整理し担任や関係職員に伝え、校内で出来そうな支援や対応を検討していくこととなった。席替えや欠課時数の視覚的なプリントの作成、所属感を感じられるような声掛けや努力に対してさりげない承認を実践していく中で、登校状況の評価や本人との面談を行い、担任との関係改善も行いつつ登校や進級意欲を高めていった。



発達障がい支援について

<SSWによる支援の必要性>

「障がい者の権利に関する条約」「障がい者差別解消法」において、障がいのある生徒には合理的配慮の提供が義務づけられています。特別支援教育における個別の指導計画や個別の教育支援計画は、高等学校においても作成することが求められるようになりました。特に、中学校から引継ぎシートなどを進学時に提出された生徒に関しては、高等学校でも引き続きの支援継続を求められます。

SSWは福祉的支援者として障がい福祉についての知識を持っており、医療機関や福祉窓口との連携も学校に代わって対応したり助言を行うことができます。発達障がい(疑いを含む)を持つ生徒の集団での学習や、学校生活上での具体的支援についてSSWの活用が有効です。

<SSWによる支援の展開>

*SSWは支援依頼を受けて、まずは「アセスメント」を行っていきます。

- ① 担任、修学担当(教育相談担当)教諭、養護教諭、校内会議等からの生徒情報をもとに、家庭状況や生徒に関わる情報収集を行います。
- ② 必要であれば中学校時代の情報収集を担当教諭に依頼したり、義務教育時代の支援の有無について確認した上で、保護者からの聞き取りを行うこともあります。
- ③ 本人の困り感を整理し、高校生活の中で補う支援を検討していきます。

*「アセスメント」の実施後、「支援プラン」を関係教職員と検討し協働していきます。

- ④ 特別支援教育コーディネーター教諭や関係教職員と校内支援について検討し、本人のニーズに応じた支援や福祉的なサービスに繋ぐべきかなどを検討します。
- ⑤ 個別の指導計画作成時には助言や支援協力者の一員になることもあります。
- ⑥ 手帳申請や福祉サービス利用など福祉的な窓口や支援に繋ぐ際には、保護者への協力者として役割を担います。

<事例>

登校状況には問題がないが、学力不振、規範意識の低さや感情コントロールが上手くいかない生徒について、発達課題や特性があるのではと心配する声が上がっていた。修学支援担当教諭が中学校に尋ねても、低学力であるとの情報だけで、特別な配慮を受けてはいなかった。

高等学校の教科担任からは、能力の低さを感じつつも、どのような支援をすべきかの検討や校内での共通認識は出来ていない状況であったため、校内特別支援教育会議で個別の指導計画を作成すべき生徒との判断を行い、校内支援を検討していくこととなった。

しかし、客観的な情報やデータが必要だと意見が多く、まずは、SSWと保護者との面談を計画し、生育歴やこれまでの学校生活での様子を聞き取ることから始めた。

SSWは、保護者の養育における困り感をアセスメントしつつ、高等学校での修学が上手くいくように、今後、合理的配慮を検討し提案していく意図を伝えた。また、個別の指導計画作成や配慮をする上で生徒の特性や困り感の情報が必要であることを保護者に理解していただき、児童相談所や医療機関の発達検査に繋ぐことへの同意を得た。

その後、児童相談所での検査にて、療育手帳申請が可能な知的レベルとの判定を受けたため、SSWは医療機関への受診や療育手帳申請、特別児童扶養手当についても説明や助言を行った。

学校は、校内での配慮や成績評価の判断を協議し個別の指導計画を作成した。本人や保護者に対し校内支援内容についての説明を行い、本人が望む支援を開始していった。



思春期の精神疾患又は妊娠への支援について

<SSWによる支援の必要性>

生徒のメンタルヘルスについては養護教諭が中心となって生徒状況を把握しているため、SSWは養護教諭から生徒についての相談を受けたり、情報交換や連携を密に行っています。生徒の中には、リストカットや不眠、うつ症状、生理不順や妊娠などの悩みを抱え、精神症状が悪化してしまい、医療や福祉に繋ぐケースも出てきます。

そのような時に、SSWは医療や福祉支援について知識を備えていますので、支援チームの一員として活用し、生徒の精神保健上の支援介入や福祉サービスに繋ぐことが出来ます。特に、命に係わる課題への対応には迅速な対応が求められますので、医療機関との連携などをスムーズに行うためにも必要です。

<SSWによる支援の展開>

*SSWは支援依頼を受けて、まずは「アセスメント」を行っていきます。

- ① 担任、修学担当(教育相談担当)教諭、養護教諭、校内会議等からの生徒情報をもとに、家庭状況や生徒に関わる情報収集を行います。
- ② 本人と面談を行い、学校生活上のストレスの他、家庭生活状況や実態をアセスメントし、本人の支援者だと伝えつつ安心感を与え、ニーズの聞き取りと緊急性の判断を行います。

*「アセスメント」の実施後、「支援プラン」を関係職員と検討し協働していきます。

- ③ 校内ケース会議にて情報共有と支援方針、役割分担を検討します。
- ④ 医療機関につなぐ際には保護者に対して医療機関への予約方法を助言したり、ケースによっては、受診時の円滑な診療に協力するために、受診目的や生徒の情報提供書を準備することもあります。その際、必要に応じてカウンセラーとも連携し作成します。
- ⑤ 通院や入院となった生徒に関しては、学校と病院が連携できるように調整を行い、病院とのケース会議に出席することもあります。

*中途退学になってしまう生徒についても、退学後の支援の道筋を提案します。

- ⑥ 精神疾患の悪化や若年出産など、福祉窓口との連携が必要な際には窓口への繋ぎを行い、保護者や本人に対しても相談窓口利用に関しての不安軽減を図ります。

<事例>

家庭内でリストカットがやめられなかったり、自殺願望を口にすることがある生徒を医療機関に繋がりたいと養護教諭から相談を受けた。生徒は、スクールカウンセラーとの面談の中で、家庭内での居心地の悪さや友人関係がうまくいかないことを語り、状況が変わらないことで死にたい思いは消えずにいる状態であった。

SSWは、医療機関に繋ぐためには、保護者がリストカット事象について軽視している状況を改善し、受診目的や治療の必要性を理解してもらうことが大前提だと考え、保護者面談を提案実行し、保護者に十分な説明を行っていった。同時進行でスクールカウンセラーとの意見交換や医療ソーシャルワーカーに受診相談を打診しつつ、受診予約の流れ等を把握していった。

保護者が受診や加療の必要性を理解し受診予約を終えたのちは、初診に向けての情報提供書作成に協力し、診察がスムーズに行くことを支援した。また、今後の通院や入院中の生徒状況把握のために、学校と医療機関がどのように連携すればよいかについても管理職や担当教諭、養護教諭等に助言し、欠課時数の取り扱いや学習保障についても検討をすすめていただき役割分担も行われた。



虐待・DV・いじめへの支援について

<SSWによる支援の必要性>

「児童福祉法」「児童虐待防止法」では、虐待(身体的・心理的・性的・ネグレクト)あるいは虐待を疑う場合、学校は「通告」の義務が課せられています。

しかし、学校は、市町村の家庭支援窓口や児童相談所との連携への経験不足や、保護者との関係悪化を懸念したりと対応に苦慮することが多いようです。虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)事案はケースに応じて柔軟な対応が必要ですので、児童の人権擁護を理念に持つSSWに相談し活用することで、スピーディーなケース対応を関係機関に相談し支援を求める役割を担います。

また、児童虐待についての校内研修等の講師として活用することも効果的です。

<SSWによる支援の展開>

*SSWは支援依頼を受けて、まずは「アセスメント」を行っていきます。

- ① 虐待やDV実態把握や生徒、家庭情報を収集し、緊急性の判断を行います。
- ② アセスメントを深めるために、兄弟姉妹に対しての虐待有無や養育格差、義務教育時代の虐待歴、要保護児童対策地域協議会のケースかどうかなど客観的な情報を収集します。
- ③ 精神的苦痛を受容しながら本人面談を行い、心身状況やニーズ把握を行うなかで、SSWとの信頼関係を構築します。

*「アセスメント」の実施後、相談や通告に向けての流れを検討していきます。

- ④ 緊急性やアセスメント情報、本人のニーズを校内で共有し、今後の学校の動きや役割分担を助言します。SSWは児童相談所や関係機関に連絡し、情報提供や支援依頼への連携役を担うこともできます。

*児童相談所等との連携や校内対策を検討し就学支援も検討します。

- ⑤ 児童相談所に一時保護された場合など、登校ができない状況になった際の就学に関するケアを校内で検討することを勧めたり、今後の児童相談所との連携について助言し導くことで子ども支援が途切れないように支援します。

<事例>

いじめやハラスメントを受けていると訴えた生徒がいたことを、SSWは生徒指導担当職員から報告を受けたが、既に加害生徒からの聞き取りなども行われており、学校は被害生徒への謝罪や加害者に対して生徒指導上の処分を検討する段階にきていた。

しかし、被害生徒は登校不安を訴え欠席が続き、学校は加害生徒から聞き取った情報のすり合わせもできずに被害生徒への謝罪に向けての対応が滞っていた。次第に被害・加害生徒の両保護者からは、学校に対して対応への不満が噴出し、加害生徒への退学措置要求や転学費要求などに発展し、学校と保護者との関係が悪化していったため、第三者的な立場としてのケース対応をSSWは求められることとなった。

SSWは、これまでの学校アンケートや面談記録に目を通し、解決困難になった段階を把握しつつ校内いじめ対策委員会に出席し、子ども支援の立場での意見を述べた。また、第三者的な支援者としてのSSW介入の効果を伝え、家庭訪問を含めた保護者面談を行いつつ状況改善に向けて教職員との連携を図った。学校側には学習保障や登校復帰に向けての検討を助言し、いじめ終結に向けてのスケジュール計画や実行について協議していった。



進路変更・就職・滞納・経済的支援について

<SSWによる支援の必要性>

高等学校では授業料や課外代、教科書、テキスト購入など、金銭面の負担場面も多く、家庭の経済的困窮が発覚したり、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等の申請などが滞ってしまう生徒家庭に対し、保護者連絡だけでは状況が改善しないことがあります。

また、進学に際しても、入学準備金が用意できずに生徒が辛い思いをするなど、養育態度に課題がある保護者への対応や福祉的経済サポートが必要な際に、SSWを活用することによって、家庭状況に応じた行政サービス利用相談や福祉窓口の案内を行うことができます。

経済的な問題は教師が家庭に介入しづらい領域でもありますが、生徒の修学や進路、家庭生活全般にも影響を与えるため、SSWと役割分担を行い、事務室との協働も行いながら課題解決をしていくことが有効です。

<SSWによる支援の展開>

*SSWは支援依頼を受けて、まずは「アセスメント」を行っていきます。

- ① 担任や事務職員から滞納等経済面での課題内容について聞き取りを行います。
- ② 福祉支援が必要な家庭状況、養育態度の問題、保護者の社会的スキルの問題等抱えている課題によって支援プランを計画することになります。
- ③ 可能であれば本人面談を行い、進路希望や家庭状況、保護者の養育態度等のアセスメントを直接行い、家庭の対応力(エンパワーメント)を探ります。

*当事者の困り感をもとに解決へのプランニングを行います。

- ④ 保護者面談を計画し、福祉的支援者の立場で現状や困り感を知ることで福祉サービスの提供内容や窓口の選出や紹介を行い、相談実行できるよう準備を速やかに行います。
- ⑤ 必要であれば、窓口の担当者との連携や申請書類の準備をし、保護者を支える支援にも対応します。

<事例>

登校状況が乱れ欠席が増えていた生徒の保護者から、唐突に進路変更を考えていると伝えられたと担任から相談を受けた。担任としては現状のまま頑張ってもらいたい思いはあるが、進級が厳しくなれば進路変更を認めざる状況であったため、授業料滞納もある家庭への支援や対応を協議していった。まずは、修学担当教諭や教務担当教諭から欠席や欠課時数の情報提供を受け、意見交換を行いつつ生徒情報をアセスメントした。その上で、担任から相談支援者としてSSWを紹介していただき、保護者、生徒との面談を行った。

就学が上手くいかない状況への生徒や保護者の思いを受容しながら、これから学ぶ環境への希望や思いの聞き取りをしつつ、転学の際の経済的負担や授業料負担軽減制度の就学支援金の受領期間等のリスクについて伝えた。家庭の経済状況や金銭面の困窮度、支援や貸付などの福祉サービス利用への意思確認も同時に行った。

SSWは、保護者や生徒に転学における経済的な負担等を具体的に示すことで、リスクが少ない現在の学校で登校再開を努力し進級を目指すのか、家庭内の経済的課題の解決や本人が望む学ぶ環境を求め進路変更を検討していくのかを、生徒や保護者が自己決定できるように支援し、学校と家庭との話し合いに向けて調整を行った。



執筆:濱 とおこ(福岡県スクールソーシャルワーカー)

編集:門田 光司(一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会会長)